

けいしちょう きかくか つか かた
【警視庁 企画課 Facebook】の 使い方の ポリシー (policy)

1 ポリシー (policy) を 作った 目的は、何ですか。

けいしちょう きかくか つか し
警視庁 企画課が どのように Facebook を 使うか 知らせるために ポリシー (policy) を 作りました。

2 警視庁 企画課の Facebook で 知らせることは、何ですか。

にほん す がいこくじん あんしん あんぜん せいかつ
日本に 住んでいる 外国人が 安心・安全な 生活が できるように、いろいろな
じょうほう し とく やく た じょうほう ちゅうい
情報を 知らせます。特に、役に立つ 情報、注意しなければならないことを
し そうだん いけん しつもん こた
知らせます。相談や 意見、質問などには、答えません。

3 警視庁 企画課は、どのように Facebook を 使いますか。

(1) どんな 情報を 知らせますか。

① 日本に 住んでいる 外国人が 安全な 生活ができるように、必要な 情報を 知らせます。

② 外国人を 犯罪 (=法律で 決まっている 悪いこと) から 守るために、注意しなければならないことを 知らせます。

③ 警視庁 企画課長が 認める、必要な 情報を 知らせます。

(2) 警視庁 企画課の Facebook で できること・することは、何ですか。

① コメント (comment)

・コメントを 送っても、相談や 意見、質問などには、答えません。

・ほかの 人の コメントを 見ることは できません。

② フォロー (follow)

・政府機関、地方公共団体、都道府県 警察、大使館などの アカウ
ントの フォローを することが あります。

・ほかの アカウ
ントの フォローは、しません。

③シェア (share)

- ・政府機関、地方公共団体、都道府県警察、大使館などの投稿 (= Facebook に書いたもの) をシェアをすることがあります。
- ・外国人を犯罪から守るための投稿のシェアをすることがあります。そして、注意しなければならないことを知らせます。
- ・ほかの投稿のシェアは、しません。

(3) 警視庁 企画課の Facebook は、いつ終わりますか。

わかりません。

お知らせをしないで、警視庁 企画課の Facebook が終わることがあります。

4 警視庁 企画課の Facebook の 知的財産権 (intellectual property rights) を教えてください。

(1) 警視庁 企画課の Facebook の情報は、警視庁 企画課や、正しく情報を持っている人などのものです。

(2) 警視庁 企画課の Facebook の情報は、法律で決まっている「私的使用のための複製」や「引用」など以外は、自由に使うことができません。

(3) 警視庁 企画課以外が正しく情報を持っているときは、正しく情報を持っている人などの名前を書きます。警視庁 企画課以外の情報を使いたいときは、正しく情報を持っている人などに使うことができるかどうか、確認してください。

5 警視庁 企画課の Facebook の責任を教えてください。

(1) 警視庁 企画課の Facebook の情報が正しいかどうか、確認していますが、間違っても、責任を取りません。警視庁 企画課の Facebook の情報を使って問題が起きても、責任を取りません。

(2) 警視庁 企画課の Facebook に 関係が あることで 問題が 起きても、
責任を 取りません。

6 警視庁 企画課 Facebook の 使い方の ポリシーは、 変わることが ありますか。

はい。あります。

お知らせを しなくて、警視庁 企画課 Facebook の 使い方の ポリシーが
変わることが あります。